

入札公告

山梨県県民生活部世界遺産富士山課が発注する「富士山六合目仮設公衆トイレ設置業務」に係る契約は、一般競争入札により行うので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告する。

平成30年4月18日

山梨県知事 後藤 斎

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

富士山六合目仮設公衆トイレ設置業務

(2) 業務内容

トイレの稼働期間

平成30年7月1日0時から9月11日正午まで(73日間)

トイレの設置場所

富士吉田市上吉田富士山北向5618

(富士山安全指導センター(富士山吉田口六合目)横の県が指定する場所)

(3) トイレの仕様

ア トイレは次の6基とする。

(ア)(洋式)×4(女性用2、男性用2)

(イ)(小式)×2(男性用)

イ トイレはバイオ式(処理能力が50回程度/1時間当たりとする。)

ウ トイレ使用者人数が把握できる装置を付けること。

エ 3基以上脱臭装置を装着すること。(異常な臭気が発生しない場合は適用外とする。)

オ 廃棄物処理法等の各種法令の基準を満たす構造であること。

カ 設置面積を48㎡以内に収めること。

キ チップ箱(鍵も含む)を設置すること。

ク 発電関係(発電機)を含めること。

ケ 機械の運転に必要な水を富士山六合目安全指導センター地下タンクから引き込む工事を含めること。

(4) トイレの設置・撤去

ア 富士山五合目佐藤小屋までトラック運搬し、そこから安全指導センターまではブルドーザーにて搬入すること。(撤去も同手順とする。)

イ 現地は、国立公園特別保護地区及び特別名勝地であるため、自然公園法及び文化財保護法の基準を満たすものとし、許可済み証を見えやすい場所に掲示すること。

ウ トイレ設置予定箇所付近に地震計が設置してあるため、十分に注意して作業を行うこと。

(5) 定期点検・保守

ア 2週間に1回程度定期点検を行い、不具合があった場合は速やかに対応すること。

イ 点検日ごとに点検内容をまとめたもの(写真入り)を業務完了報告書と併せて提出すること。

(6) 契約期間

契約の日から平成30年9月30日まで

2 入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り入札に参加することができます。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(2) 過去5年以内に仮設トイレの設置・管理業務を行った経験を有する者であること。

(3) 洋式7基以上、小式2基以上の仮設トイレ設置能力を有すること。

(4) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成14年2月28日山梨県告示第64号)に規定する物品等入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(5) この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。以下同じ。)をしていない、又はこれがなされていないこと。

ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。

(7) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。

ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。

(8) 民事再生法附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

(9) 現に、法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していないこと。

(10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号の規定による暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(11) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。

(12) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行する体制及び能力を有すること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒400 - 8501 山梨県甲府市丸の内1丁目6 - 1

山梨県県民生活部 世界遺産富士山課 *電話連絡の上、来課のこと(055 - 223 - 1521)。

- (2) 入札説明書の交付期間

この公告の日から平成30年4月26日(木)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、3(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札参加資格申請の受付期間、申請方法等

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を平成30年4月18日(水)から4月26日(木)までの間に(1)の場所に持参または郵送(書留郵便)し、この入札に参加する資格があることの確認を受けること。

提出期限 平成30年4月26日(木)の午後5時まで(郵送の場合は同日正午までに必着)。

確認結果の通知 5月1日(火)までに入札資格確認通知書をFAXで送信し、原本を郵送する。

4 入札の日時及び場所

日時 平成30年5月7日(月) 午前9時00分

場所 山梨県甲府市丸の内1丁目6 - 1 山梨県庁本館2階 県民生活部会議室

5 その他

詳細は、入札説明書による(入札説明書の交付を受けることは、入札者の参加資格の要件となるため、3に定める期間及び場所において必ず直接交付を受けること。)